

2024年1月4日

組合員各位

開業医共済協同組合
理事長 谷田部 雄二



令和6年能登半島地震に伴う災害に対する非常取扱いについて

令和6年能登半島地震に伴う災害による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

開業医共済協同組合では、この度の災害により災害救助法が適用された地域（当組合事業地区内に限る）の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

記

1. 対象地域

【新潟県】新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

【福井県】福井市、あわら市、坂井市

2. 取扱内容・受付期間

(1) 開業医共済休業保障制度に関する掛金の払込猶予期間の延伸

掛金のお払込みが一時的に困難な場合、当組合にお申出いただくことで、通常の払込猶予期間（約款第24条3項）を含めて、最長6か月間延伸いたします。

3. 取扱代理店

【新潟県】

新潟県保険医協同組合 新潟県保険医会

TEL:025-245-6171 FAX:025-245-6172

〒950-0865 新潟市中央区本馬越 2-17-5

【福井県】

福井県保険医協同組合 福井県保険医協会

TEL: TEL:0776-29-2818 FAX:0776-21-1649

〒910-0038 福井市三ツ屋 2-704-1

以上